

会議の概要（議事録）

会議の名称	(番号) 1-38	令和5年度第2回 墨田区図書館運営協議会		
開催日時	令和5年11月19日（日） 午後2時から4時まで			
開催場所	墨田区立ひきふね図書館5階会議室			
出席者数	<p>【委員】8名 日向 良和（会長）、今井 福司（副会長）、松塚 智加子、駒田るみ子、藤山 光子、齊藤 宮子、原 平充、森脇 直之</p> <p>【事務局】5名 ひきふね図書館長、ひきふね図書館次長、ひきふね図書館担当職員2名、緑図書館長</p>			
会議の公開 （傍聴）	公開(傍聴できる)	部分公開(部分傍聴できる)	傍聴者数	0人
	非公開(傍聴できない)			
議事	<ol style="list-style-type: none"> 1 墨田区電子書籍サービスの利用状況について 2 貸出等図書館サービスの現状と課題について 3 その他 			
配付資料	<ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・資料1 電子書籍の統計について ・資料2 リクエスト等図書館サービスの現状と課題について 			
会議概要	<p>議事1 ・墨田区電子書籍サービスの利用状況に関する質疑（p.1-3）</p> <p>議事2 ・未所蔵資料のリクエストについて（p.3-5） ・図書等の延滞について（p.5-7） ・雑誌最新号の貸出時期について（p.7） ・相互貸借資料の貸出について（p.8-10）</p> <p>議事3 ・ブックポスト設置の要望について（p.10-12） ・今後の予定等（p.12）</p>			
所管課	ひきふね図書館（電話：5655-2350）			

議事第 1

電子書籍の統計について

事務局 資料 1「電子書籍の統計について」を説明

齊藤委員 障害のある方の利用は把握しているか。

事務局 システム上把握できない。

齊藤委員 障害の種類にもよるが、電子書籍が有効な場合もあるので、積極的に利用促進されるとよい。視覚障害者の方などもすぐに使える方とそうでない方がいて、フォローが必要な場合もあるかもしれないが、ぜひ考えていただきたい。

日向会長 図書館システム内部に、例えばサピエに登録している方などを要支援の方としてわかるように登録し、統計が取れるような仕組みにしておけば、その方に特化したお知らせなどができるのではないか。

事務局 松塚委員にお伺いしたい。3-7の表で8時台は朝読書での利用が多いと考えられるが、9時から14時までの数値が比較的高い理由についてはどのように考えられるか。休み時間などの利用もあると思うが、授業中の利用などがあるのか教えていただきたい。

松塚委員 8時台の利用に関しては、朝学習と思われる。曳舟小学校では、だいたい8時15分までに登校し、8時45分に1時間目が開始するので、その間が朝学習の時間となる。内容はクラスや日によって異なるため、朝読書と呼んでいるわけではないが、GIGA 端末を使って読書をしているクラスもあるので、利用の数値が高い要因であると思われる。

午後2時までという授業を行っている時間帯である。5時間目が大体2時頃、6時間目が3時頃に終わる。どういうことかということ、例えば、授業が早く終わった、あるいはテストが早く終わった子どもたちに読書をして静かに待っていてということとはよくある。また、小学校では、国語の時間に週1時間、読書の時間がある。図書室に行くということが前提だが、中には教室でタブレットを活用しての読書を行っている学校もあるのかもしれない。

森脇委員 2-1の一般閲覧件数や2-3の一般予約件数などは、資料を更新するタイミングによって変わってくるのではないか。

事務局 現在提供している資料は、6月のサービス開始時に導入したもので、その後新しい資料の追加は行っていない。ウェブサイト上のトップページに、一つの特集につき、5冊画像付きで表示されるようになってきている。この5冊は入れ替えができるので、それを行った際に影響がある可能性はある。

森脇委員 その表紙の入れ替えは定期的に行っているか。

事務局 職員が随時行っているが、定期的ではない。

日向会長 私の感想としては非常に好調だと思うので、ぜひタイトルを増やしてほしい。電子書籍の良いところは、入れ替えができるということである。紙の資料も所蔵していて、館内で読める資料は新しいものに入れ替えていくなどするとよい。

小学生は土日の利用が低いとあったが、これはスケールの違いで、一般の利用に比べたら多いのでそれほど気にしなくてもいいと思っている。

あとは、青空文庫等の読み放題について、貸出中の本を予約して待つほどでもないという方も利用できるし、返却に手間がかからず、飽きたときに途中でやめることもできるという点で違いがある。太宰治が借りられるのは、太宰治が主人公にな

ったアニメなどの影響もあるかもしれない。「日本史探偵コナンシリーズ」は、私が小学生の頃にも歴史マンガシリーズなどが読まれていたのであまり変わっていないのだなと思った。

絵本が大人にも子どもにもそれなりに人気である。先日、大人が読む絵本の読み聞かせ会を行った。昔読んだ本がまた読める、気軽に読めるのは大人でも楽しい。ただ、大人一人で子どものコーナーには行きにくいこともあると思うので電子書籍で読めるとよい。例えば、80年代、90年代くらいに読まれていた絵本を電子書籍で購入するとよいのではないか。

今井副会長 2-7で15時に貸出・閲覧が多いことに注目した。これは幼稚園が終わる時間なのではないかと思う。予想ではあるが、幼稚園から帰宅した子どもたちに何をやらせるかとなった時にタブレットなどで絵本を読ませるという方がいるのではないか。2-8で40代の利用が多いとなるとちょうど子育ての世代とも合致する。どちらのデータも突出しているので墨田区ではそういったニーズがあるのではないかと思った。

日向会長 電子書籍サービスは、新しい本を入れ続けられるかというのが大事である。やはり利用が定着するまでは、ある程度予算をかけていかないと、いつまでたっても青空文庫となったらすぐに飽きられてしまう。本棚よりも訴求力がない。図書館に来て、ずらっと本が並んでいるのはワクワクするが、トップページに5冊並んでいるだけでは偶然性もあまりない。どれだけ新しい本を入れられるかというところが定着するまでの一つの方針になると思う。

図書館の検索機で検索した際には電子書籍は出てくるようになっているか。

事務局 個別に購入しているコンテンツについては、紙の資料と電子書籍の両方が出てくるようになっているが、青空文庫などの読み放題のコンテンツは出てこない。

日向会長 本を読むための入口の部分で、紙の資料は貸出中だが、電子書籍であれば読めるということがわかれば電子書籍で読むというふうになると思う。あえて紙の資料と電子書籍を重ねて買うということもあるだろうし、それぞれ維持するための金額に違いがあるので、紙の資料では長く読まれなさそうな、購入を少しためらう本を電子書籍で買って、需要があれば紙の資料も買うという方法もある。また、賞を取ってそれがどれくらい流行るかわからないようなものは電子書籍で購入するなどいろいろな使い方があると思う。今、順調に進んでいると思うので、これを育てていただきたい。

あとは、先ほど齊藤委員からあった、読書バリアフリーという面でのPRについて、それは別途有用性を示していかないと、障害のある方に「私には関係ない」と思われてはいけなないので、読書バリアフリーとして電子書籍のいいところをPRする仕組みも必要だと思っている。学校も同様で、学校図書館になかなか行きにくいとか、友達がいると本が選べないとか電子の方がいいという方もいると思うので、学校司書の方や先生などを通じてPRをする。そうして、いろいろな層に対してPRすることが必要である。

森脇委員 電子書籍で予約件数が多いものは、紙の資料の予約件数がどうなっているかという相関関係がわかると、一方はいっぱいだけど、一方は空いているというお知らせもしやすいのではないか。

事務局 同じタイトルで、紙の資料と電子書籍をデータ的に分析することは可能であるので、そういう傾向を把握して活用することはできる。今も検索をすれば紙の資

料と電子書籍が両方出てくる仕組みにはなっているので、できるだけいろんな手段で利用していただく体制は整っている。

日向会長 次回またそういったデータも見てみるといいかもしれない。

議事第2

貸出等図書館サービスの現状と課題について

事務局 資料2のうち「1 未所蔵資料のリクエストについて」を説明

日向会長 委員の方々はリクエストを利用したことがあるか。

藤山委員 年に1回か2回利用する。この本がないからとリクエストしようと思うが、自分のために買ってもらうのは悪いような気がしていつもやめてしまう。私としては、これまで、リクエストしたものはその中からいくつかを選んで買っているのかと思っていた。説明を聞くとリクエストしたものはすべて買っているということではいか。

事務局 リクエストいただいた本について、図書館の選定基準を満たすものについては購入している。選定基準は、図書館として幅広い選書ができるようにできているため、リクエストをいただいて逆に断るというケースは、例えば、ものすごく古くて書店からは購入することができない本や、利用が一部の方に限定されて区民全体の利用からすると購入をためられるようなものなどがある。他の自治体が所蔵していて借用可能なものは借用して提供している。そういった総合的な判断の中で行っているため、リクエストいただいたものをすべて買うという形にはなっていない。図書館員が一応1冊1冊確認して、そのうえでできるだけ提供したいと考えている。それは購入という形であったり、他の自治体からの借用であったりする。最終的には国会図書館から借用して提供するということまで含めて、いただいた要望については、何らかの形で応えるというスタンスである。

日向会長 今のところ、リクエストが通ることが多いということか。

事務局 そうである。出版されて3か月程経過すると、他自治体からの借用が可能になるので、借用ができない期間に出版された図書については幅広く購入するという判断をしているのが現状である。

森脇委員 購入する場合、予算があると思うが、予算に対して購入するかしらないかという判断基準はあるのか。

事務局 予算として資料購入費という大きな枠はあるが、その中で、職員が選んで買う割合であるとか、リクエストが来て買う割合というような基準はない。リクエストを受けたら、借りられるものは借りる、借りられないものは購入している。今は資料購入費が、一番厳しかったころに比べて3割から4割増えているので、比較的、要望を幅広く受け止めて、買うものは買いつつ、司書が選ぶものは選んで買うことができている。予算の問題でこれは買わないとかリクエストを受けないという判断は今の時点では生じてはいないが、今後右肩上がりに件数が増えていくと、今後どこかでそういった基準を設けないといけないというような判断を迫られる可能性が出てくる。

森脇委員 例えば、去年のリクエストの実際の貸出状況を分析したらいいのではないか。司書が選んだ図書はこのぐらいの割合で貸し出していて、リクエストではこれぐらいしかないから、例えば、リクエストは3人以上あったら購入するとか、そういう基準にすればいいのではないか。

事務局 確かに、今、図書館職員が選んだ本がどれくらい借りられているのか、リクエストで購入した本がどれくらい借りられているのかということは、統計的に分析していない。おそらく分析が可能であるので今後そういうところも考慮していきたい。

日向会長 マイナーな本やあえて買う本もある。そんなに貸し出しはないかもしれないが、コレクションの幅を広げるために買う本がある。どちらかという、図書館員はそちらのほうを意識して買うので、リクエストの方は、逆にみんなが読みたい本の提案みたいな感じで買う。貸出状況だけ見ると、リクエストの方が高くなるのが一般的なので、分析するときに注意していただくとよい。

藤山委員 雑誌のリクエストはどうなっているか。

事務局 雑誌については、ウェブでは受付けておらず、窓口での受付のみである。墨田区で持っていない雑誌を買ってほしいというリクエストに関しては、毎年、年度が切り替わる前に、次年度の購入、もしくは購入中止などを決めるので、それまでにいただいた要望を反映するというのがまず1つ。あとは、個別の巻号などについては、借りられるものは相互貸借で借用して提供する。

日向会長 雑誌の場合は、一般的に利用者からリクエストが多いのは、この号のこの記事が見たいから買ってほしいというものである。ただ、図書館で選定する際は、その雑誌を1年間とか、1回買うと決めたら、よほどなことがない限り購入をやめない、この雑誌を買い続ける価値があるかどうかというところで決めていく。雑誌のリクエストというのはよっぽど新しく出た雑誌で、非常に良い雑誌だからというようなことがなければ反映されることはないのではないかなと思う。

原委員 資料を見て、基準はどこにあるかという時に、他自治体と比較しているように受け取れる。他自治体がやっているから墨田区もやるみたいな感じではなくて、墨田区には墨田区なりの基準があっていいのではないかな。基本的には、選書こそ専門の司書の方をお願いしたいところではあるので、図書館にお任せしたうえで、図書館が堂々と選べばいいのではないかなというのが第一印象である。

リクエストしている人もおそらくパターンがあり、自分が読みたいから、ひたすら新しい本をリクエストするという人や、この本は墨田区にとって必要なもので、図書館員も見逃しているだろうからこれは置いておくべきだという、公共の福祉を考えて、ボランティアみたいな形で選んでいる可能性もある。だから、数やパーセントではなくて、リクエスト内容や理由で選ぶほうが、納得感があるのではないかな。

例えば、理由を聞いて、墨田区ゆかりの作家の作品だからということであれば、それは墨田区こそが購入した方がよい。単に最近出た本で、自分が読みたいからであれば、それはご自身でご購入くださいとして、それこそ書店を案内するでもいいのではないかと個人的には思ってしまう。そうであれば、他の自治体がこうだからとならなくてもよい。

リクエストの受付を広く取るのはいいことだと思うが、そのまま、だから買うとなると、図書館で選ぶという機能が弱いような印象を受けたので、その辺りはもう少し何かあってもいいのではないかな。幅広く本を買えるようにしておくということもあるが、一方、可能であればこれくらいまでと比率を定めるとか、もし、今月たくさん買いたい本があった場合は、この優先順位で買うなど、もう少し細かく、本を選ぶガイドライン的なものがあるといいのではないかな。

日向会長 子どもが自身でリクエストをすることはできるか。

事務局 リクエストの受付は年齢を問わない。

日向会長 今話を聞いて、幅広く聞くということは必要であると思った。ただ、原委員が仰っていたように、何らかの基準は作っておいて、それを元にお断りする時には「申し訳ないけれど、図書館で選定した際に、あなたの本は他の本に比べてこういう基準で理由が弱いので今回は見送ります」という理由を立てることができる。今はそうした基準がないので、なかなか説明できないと思うが、そういうものを作って示した方がいいと思う。

また、現行の1か月に10件、20件という数字が多すぎるという可能性もある。そういう数を制限することで、公平性を保つということは必要だと思う。

考え方の話で、リクエストは、図書館で本を選ぶときの参考意見である。リクエストに則って買うということではないことをちゃんと明確にした方がいい。あくまでも最終的に買うか買わないかは図書館で決める。それは図書館の自由の趣旨からも本質である。リクエストに則って買うということは、本を選んでいないと言われてしまう。最大限リクエストについては尊重するが、あくまでも図書館で選ぶという形で、先ほど雑誌の話であったように、定期的にその本を選ぶときに、リクエストと図書館員の意見を一体にして、その中からどれを買うという形で選んでいく。そこで漏れた場合には、きちんとこういう基準、システムで選んでいるので、申し訳ないけれどご自分で買ってくださいますとお断りする。雑誌のところでも言ったが、売り物なわけなので、基本的に「買ってください」ということは言うべきである。断る理由として、特に新しい本こそは書店としては買ってほしい。だから、それを図書館に1冊は入れるが、それ以上については、買ってくださいますということは、ある程度のところでは言わないといけない部分もある。もちろん、お金がなくて買えないなど、利用者にも事情があるのはわかるが、そこはある程度責任を持って言わないと、図書館はいいなりで買っているだけなのか、それこそ無料貸本屋なのかみたいなことを言われてしまう。

リクエストについては、今あったような意見を元に、何らかの基準なり、ルール作りをした方がいい。具体的にどのようなルール、基準にするかは、ぜひ図書館の方で考えていただきたいが、目安としては、やはり1ヶ月に3～4件とか、窓口もウェブも含めて、上限としてそのくらいの数に抑えるということは必要かと思う。

また、先ほど原委員も仰っていたように、何かチェックポイントにチェックするだけでもいいので理由を聞く。「なぜこの本をおすすめするのか」という理由やプッシュ度に応じて、購入の参考にするみたいなどころをきちんとつけた上でリクエストを受付けるなど。そういうシステムを考えていった方がいいのではないか。それでも予算が不足してしまうということであれば、予算枠であるとか選書の冊数枠を設けるのは致し方ないと思う。

事務局 資料2のうち「2 図書等の延滞について」を説明

原委員 二つお聞きしたい。紛失した場合はどのような対応になるのか。

事務局 事故届という書類に必要事項を記載いただき、最終的には、同じ本を図書館に返すという形で弁償していただく。

原委員 お金を払うのではなく、本を買って返すということか。

事務局 そうである。墨田区では現金での弁償は受付けていない。

原委員 買えないような本を紛失した場合はどうなるか。

事務局 書店で購入できないような資料の場合は、図書館側で、同程度の金額で購入できる、その情報と同じ分類やジャンルの代替資料を指定する。現金での弁償を受けないのは、例えば古い時代の資料は、出版時の物価が現在とかけ離れている場合があるためである。また、こちらの理由が大きいですが、区民全体のための情報として保管しているものなので、同じ情報を返していただきたいという意図がある。お金を払えば済むとなると、図書館が保有する情報の安定性が損なわれてしまう。

原委員 延滞される方は繰り返す方が多いのか。まんべんなく起こっているようなものなのか。

事務局 現場の意見としては、やはり繰り返されている方がいるという印象である。

原委員 繰り返す方が多いのであれば、やはり、返却期限が過ぎたら、すぐ新規の予約、貸し出しができないようにした方が他の区民のためになるのではないかと。かつ、30日経過したら紛失と同じ扱いにした方がよいのではないかと。おっしゃっていたように、損ねているものが、お金ではなく、情報であるという話であれば、紛失と同じではないかと思った。そうしたほうが今の方針に沿っているように思う。

森脇委員 自身でも予約1番の時になかなか資料が回ってこず、話をしたことがあるが、そもそも30日までの間で、実際にどれくらい経過した時に返す割合が多いのか。1日で返す方がほとんどであれば、1日まではいいかと思うし、それがまんべんなく起こるのであれば、どこかで切り分けなければいけない。長く延滞する人が少ないのであれば、そこで切りわけて、その人はもう貸出さないとか。そういう基準を設けるために30日の間にどれくらいの延滞が起こっているかということはあるか。

事務局 内部的な数値であるが、延滞している冊数でいうと延滞して7日で大体7,000冊、14日になると4,000冊、30日になると2,500冊というふうに少しずつ減ってはくるが、それでもまだ30日で2,500冊ある。

他の自治体であれば、延滞して1日で借りられなくなるというところもある。そして、どちらかというところ、予約不可というペナルティが早い自治体ほど、延滞冊数が減る傾向が見られる。今お話いただいたように、より早い段階で何らかのコントロールができるようにした方が、適正に利用されている方が損をしない形になると思うので、考えていきたい。

森脇委員 人によって貸出の制限を行うことはできるのか。

事務局 可能である。貸出停止は個別の利用者ごとに行うこともできる。延滞日数による制限はシステムにより全体に対して機械的に行うことになる。

森脇委員 例えば、1日、2日で返したら1回クリアされるけれど、1週間以上の延滞が、例えば2回、3回あったら、もうこの人には少なくとも新規貸し出しをしないなど制限ができると、その人も気をつけるのではないかと。

日向会長 うっかりで返し忘れる例も結構あるので、他自治体でも1週間ぐらいは様子を見ている。他と比べて、私も30日の猶予はちょっと長いと思う。予算があつて、複本も多いという自治体であればよいが、そうではないと思うので、延滞については、今の制限ではやはり緩いので、厳しくする方向で考えるべきである。少なくとも、新規の予約、貸し出しができなくなる日数を、現在の30日から一定期間短くすべきである。先ほど原委員が仰っていた、一定期間返却しない場合には、紛失扱いにして、その本があったとしても弁償していただくという形を取るのも1つの手ではあるが、そこはまた個別に考えていくべきである。何らかの対策は必要で

ある。督促などでは、暴言を吐かれたり、何度電話をかけても切られてしまったり、図書館員が傷つく場合もある。この案件についても、先ほどのリクエストと同様、改めて原案をこの協議会に諮っていただき、それが厳しすぎるか、もしくは緩すぎるかということについて、改めて協議会として意見を出したい。

事務局 資料2のうち「3 雑誌最新号の貸出時期について」を説明

日向会長 一律7日というのは短い。次号が出ない限りは、ずっと禁止というのは本質的ではないかと思う。次号が3ヶ月出ない場合もあるし、そのままずっと出ないなんていう場合もあるので、一般的には、2、3ヶ月経ったら、記事の複写を可能とする場合もあるし、元々記事の半分まではコピーできるので、中身が必要だったら複写していただいて、雑誌の貸し出しは、次号受け入れ時という基準でいいのではないか。

今井副会長 次号が出るまでは結局書店で並んでいるわけなので、書店からしてみれば、機械的に貸し出されたら困るという言い方もできないわけではない。

日向会長 図書館全体の話でいくと、本は基本買ってもらうのが原則なので、それを商売にしている方がいる以上、新しい本をやたら買うとか、雑誌を例えば発売日と同時に貸し出せるようにするといった意見については、否定的にならざるを得ない。そうしてしまうと、それは図書館と書店の境目を犯すような話になってしまう。もちろん、買えない方のために図書館が確保する部分はあるけれど、そこはやはり、お金を出して買ってもらうほうが優先になるのは致し方ない。次号が出たら貸出可能になるということで、合併号などで2週間に1回しか出ない場合には2週間雑誌は借りることはできない。そして、その記事が欲しい方は、複写を申請していただくなり、一記事全部欲しかったら、「申し訳ないが買ってください。まだ店頭、もしくはネットで買うことができる」という案内をせざるを得ないと思う。

原委員 色々諸事情があるとは思いますが、例えば、「墨田区のルールです。」と利用者に言った場合、何か困ることがあるのか。

事務局 なぜ最新号の貸出禁止を解除にしているのかという点で、うまく説明しづらいところがある。最新の情報は、特定個人に一定期間独占させず、幅広く共有してもらいたいので、最新号の貸し出しを禁止するという理解をしていたが、現状ですと、次号が来ていないのに借りられてしまう。そうした中、利用者からご意見をいただき、運用を改めようと考えたが、図書館内部で決めたとなると、客観性に欠けるため、できるだけ幅広い、このような場でもご意見をいただいたうえで、運用を改めていったほうがよいと考え、提案させていただいた。

日向会長 最新号の雑誌は基本的に書架に常にあって、その場ですぐ見ることができる。誰かに占有して使わせないという趣旨で貸出禁止を行っているが、その刊行頻度と今墨田区でやっている7日というルールが合わないところが元々の課題なので、そこを変えようという話である。

原委員 実行するにあたっての、ちょっとした穴みたいなものができているのであれば、穴を埋めるべく直せばよいと思う。参考までに言うと、ひきふね図書館はビジネス書なども、新しく出た本を一定期間貸出禁止にしていたりする。雑誌に限らず、その施策は、個人的には助かっているのがよいと思う。

日向会長 先ほどと同様、案ができた段階で改めて本協議会で示していただきたい。

事務局 資料2のうち「4 相互貸借資料の貸出について」を説明

日向会長 まず、相互貸借の制度は、自治体間で契約や協定を結んで実施しているものではなくて、あくまでも相手の好意で他自治体に貸しているものなので、汚損があること自体がありえない。間違いであっても、汚損はよろしくない。借受け先の自治体から拒否されるというのは、一自治体だから他のところから借りれば良いと思うかもしれないが、おそらくどこかの自治体で、墨田区には貸さないとなったら、他の自治体も貸さなくなる。そういう情報はすぐに共有される。しかも、相互貸借を行う本というのは、そこの自治体で買うにはちょっと難しかったり、もしくは、今の書店では買えない本だったり、貴重な本が多い。あえて貸しているのに、それを汚された、壊されたとなると、かなり大きな問題になる。全体的な話ではなくて、一部の利用者ということだが、何らかの利用の制限をするしかないのではないか。ただし、相互貸借制度の利用停止は、知る権利などもあるので難しい。だから、館内での閲覧に留めて、貸し出しはしないというようなことは最低限すべきではないか。そして、館内でも借りた本を汚したり、切り抜いたりを繰り返すようであれば、相互貸借だけでなく、完全に利用停止のレベルになる。なかなか図書館の利用を停止するのも、手続き的に大変だったり、裁判になった時に難しかったり、最終手段である。比較的やりやすいのは、館内閲覧にすることで、場所も指定する。例えば、カウンター前の机で見えていただき、終わったらカウンターに返してもらおうといったことである。理由や経緯をしっかりと示して、申し訳ないけれど、貸し出した本をあなたは管理できなさそうなので、館内で見てくださいという対応がよいのではないかと思う。

あと、おそらく、こういうことをする方は、墨田区の本も、汚したり失くしたりすることが多いはずである。自宅で自分の本を管理できなかつたりする方が多かつたりするので、館内で見てくださいという対応が基本的にはよいと思う。

藤山委員 以前、私も他区からの資料を貸していただいたことがあるが、ここに書いてあるとおり、カウンターの担当者の方から丁寧に言われて、大事に持って帰って大事に返したという覚えがある。やはり、それができない場合は、ペナルティが必要だと思う。

日向会長 ペナルティというと何か悪いことみたいな話だが、何らかの措置が必要だということ。何回繰り返したらとか、そういった基準を決めるのは難しい。本来なら相互貸借一回でもダメで、他自治体からすると、それが初めての方でも重大な問題になる。もし、そういうことが多いようであれば、全体として相互貸借の資料は館内閲覧にするなど、そういった対応を取らざるを得なくなるので、何らかの措置を考えていただきたい。今日のお話では、やはり繰り返す方がいるということなのでその方については考えてもらう。図書館で管理できる場所で見えていただく。複写もできるので、そういう形で利用していただくしかない。

森脇委員 例えば、他区にしかない資料は、その人が他区に登録できるのであれば、登録して利用者としてそこで借りればよいのではないか。

事務局 墨田区も登録できるのは、在住、在勤、在学、隣接区の方だけなので、例えば、世田谷区在住の方が図書館に来て登録はできない。館内閲覧は可能である。自治体間で持っていない本をお互い融通し合い、利用者から要望された情報を何らかの手段で用意したいという、図書館側の熱意みたいなものが前提になってきている制度である。なので、明らかに義務的にやらなければならない制度ではない

というのはそのとおりである。

森脇委員 あとは、全員とは言わないが、こういう破損をさせた人には、次から必ずその提供元の自治体に情報登録を必須にすることはできないか。墨田区は利用者の情報を持っているので、その人にもし何かあったらいろいろ直接やりとりができるが、他の自治体はもし何かあったときに墨田区に文句を言うしかないのが恐縮してしまう。そういう情報を出すと言え、利用者も少し気を付けるのではないか。

日向会長 利用者の情報を共有していくというのはさすがに難しい。

森脇委員 1回汚破損等させた利用者は館内閲覧しかないというのもそうだが、もし「他自治体からの取り寄せなので、あなたは過去にこういう実績があるから情報を向こうの自治体に渡さないといけない」というふうにしてはどうか。

日向会長 基本的に利用者の情報は他区には洩らせない。いろんな事情があったとしても渡すことはできない。そして、図書館間で貸しているものなので、あくまでも貸し出す側からすると、墨田区の誰々が借りているのではなくて、墨田区立図書館の責任で借りているという形になる。全責任は墨田区図書館が取るという建前でやっている。もちろん他自治体が近くだったら、そこに行って見てください、嫌だったらそういうふうにしてくださいという対応を求める。そこは利用者次第である。ちょっと難しいところではあるが、あまり繰り返されているのであれば、そういう措置も考えざるをえない場合はあるかもしれない。ただ、利用者の情報は、逆に本人が許可を出したとしても許されない部分もあるのでその点をご理解いただきたい。先ほど言った相互貸借を利用停止した場合には、行けば見ることができるので行ってくださいというのは1つの手である。墨田区は国会図書館も近いのでそういうこともできる。

原委員 テクニカルな話かもしれないが、全員に基本は閲覧のみとしたうえで、追加で何かしら登録を申し込めば貸し出しできるとすればよいのではないか。基本が館内閲覧であれば、あくまで遠くに行くのが不便だから、墨田区の図書館まで来ていることになる。それが嫌だったら、直接行ってくださいとなるので、そういう運用もあるのではないか。

繰り返す人にも、例えば、子育てが忙しいとか、仕事が忙しいとかで、いつの間にか返すのを忘れてしまったという人もいれば、高齢者の方で物忘れが激しくなっているとか、借りたことすら忘れてしまうような人もいると思う。区内の本は、区内のルールで決めればいいが、相互貸借となると墨田区の好きなようにも行かなくなると思うので、基本的なルールを保守的にして、大丈夫な人には追加でできるというやり方のほうが安全な気がした。

日向会長 行政のルールとしては、できることは平等にお知らせしなければならない。後出しであなたはできますよとか、逆にそれを案内しないと、なんであいつに案内して、俺に案内しないのかとなる。そうであれば、最初からあなたはルールを破ったので、外に持ち出すことはできませんと示さないといけない。そういう手続き上の問題はあ。

相互貸借の資料はすべて館内のみという運用はなくはない。大学はそういうルールが多い。あと、借りた本で条件がつく場合もある。この本は外には出さないでくださいとか。なので、貴重な本を借りた場合、相手から条件が付く場合もある。雑誌は買い直せないものがあるので、館内で見てくださいということが多い。

日向会長 基本的には、何らかの制限をした方がいいというのが協議会としての意

見である。館内閲覧のみなのか、相互貸借を停止するのか、何回ぐらい繰り返したら制限するのか、アイデアはないが、少なくとも複数回繰り返す利用者に対しては、館内閲覧、利用停止のような制度にはした方がよい。

今回、利用者に近い公募委員の方々が欠席されていて、改めてご意見も伺いたいのので、具体的な案が出た時に、この協議会に意見を伺っていただきたい。基本的には、決めるのは図書館で、協議会はそれに対して、ルールが行き過ぎているとか、もしくは、これはもっと厳しくしないと実効性がないのではないかというような意見を言う場である。図書館の自由の観点からそれは難しいとか、そういう意見は、我々の専門であるので、そのように考えていただきたい。

議事第3

その他

事務局 資料には記載していないが、6月の区議会で緑図書館を利用している方から、ブックポストを作ってもらえないかという要望をいただいている。南部地域は、図書館の数が北部地域に比べて少なく、図書館・図書室から半径1キロの円を書くと錦糸町近辺が空白地域になっている。墨田区はそんなに大きな土地ではないことと、南部地域は空き地も少なく、新しく図書館を作るということは難しく、今ある図書館を利用させていただくということで、ブックポストの設置は、図書館の利便性、利用の促進、本の回転率、延滞解消などを考えた時に有効であると思っている。

そして、ブックポストを設置するにも、やはり予算がかかり、一度にいくつも同時に作ることは難しいため、地道だが1つずつ増やしていけたらよいと図書館として考えている。そのことについて、ご要望でもご意見でもよいので、お聞きかせいただき、参考にさせていただきたい。

また、要望の中では、やはり駅が一番使いやすいのではないかということである。南部であれば、両国駅、錦糸町駅、押上駅が主な駅になる。その中で、1番利用数が多いのは錦糸町駅である。押上駅も利用が多いが、コロナが落ちついて、国内外の観光客もかなり利用するというので、実際に区民や近隣区の方の利用ということでは、錦糸町駅が1番多いことになるのではないかと考えている。2路線が入っているの、駅の側に返せるところができれば、便利になるのではないかと考えている。

齊藤委員 この問題に直面していて、図書館から返却期限のメールが来て慌てて図書館へ自転車で返しに行ったりする。どこか近くに、それこそいつも行くスーパーなどに返せたら便利だと思った。錦糸町駅も結構使うのでよいが、錦糸町駅は南口と北口とでぐるっと回らないといけないので、もし設置するのであれば、両方に置いてほしい。おそらく使う人が多いのは、南口だと思うが、江東区方面のバスが多く出ているので、墨田区民向けとしては北口がよいのではないかとか、そういうことを考えた。しかし、やはり、もっと身近なところに図書館とは言わないまでも、図書室ぐらいは増やしていただくと嬉しい。区の施設など、いろいろと作ると思うので間借りでもよい。南部に住んでいると、本当に緑図書館しかなくて、特に小さい子たちが緑図書館まで行くかという、私自身も子どもの頃には、家から少し遠かったので行ったことがなかった。南部の住民としては、図書館だけではなくて、区の施設ほとんどが北部である。図書館としても、ぜひブックポストを置いていただきたいが、どこに置くかというのは、インバウンドの観光客が来るという場所で

はないので、単純に乗降客とかではなくて、住民の流れなどを考えて置いていただけると嬉しい。

日向会長 今はアイデアの段階であって、実際に土地を買ったり、契約をしたりしているわけではないということによろしいか。

事務局 そのとおりである。ただ、設置するというだけではなく、賃借料がかかるのかどうかなどの条件の確認が必要になる。特に、毎日回収することになるので、回収車が停車できるかどうかは重要である。

日向会長 よく言われるのが、タバコの吸殻を入れられる、飲み物を入れられるといったことである。別にいたずらでなくても、ゴミ箱と思われて入れられるなどもある。道路に置くのはけっこう厳しいのではないかと話を聞いて思った。他の自治体では、先ほどの意見にもあったスーパー、学校の校門の横、郵便ポストがあるような場所に置いてあったりする。八王子では郵便局内にある。やはり、いたずら防止という点で建物の中にあることが多い。例えば、コンビニエンスストアと連携して、コンビニで返せるようにするとか。それも会社との交渉が必要になり難しい面もあるし、もしかしたらお金がかかるかもしれないが、そういう事例もある。あとは、子どもたちに向けてであれば、学校の図書室なども他の自治体の事例ではある。ただ、それは学校司書が図書室まで返却された資料を持ってこなければいけないので大変らしい。小学生だとできれば近くにと話になると思うが、学校の敷地内はやはり難しいと思う。一般の人たちの返却もあるので、そういった人たちも入ってくる。校門の横に置いて、そこに返すというのは見たことがある。場所が課題になると思うが、ぜひ数を増やしてほしい。これは反対する人はいないと思う。齊藤委員が仰ったように、図書室を増やす、もしくは、マンションを建てる際に1階を図書室にしてもらうなどできれば最もよい。他の自治体だと、施設がある場合、そこに人がいればそこで返すことができるというところがある。コミュニティセンターみたいな住民票などが受け取れる場所に返せる自治体もある。ただ、これは、他課が協力してくれるかが関わる。そういうアイデアもある。

齊藤委員 墨田区だと銭湯というのはどうか。

原委員 先ほど延滞という話があったので、そうしたルールを変える時に、セットで「ブックポストを増やして返しやすくなったので、ぜひちゃんと返してください。だけど、ルールは厳密化しますよ」という方が、受ける側としては理解がしやすい。

また、ちょっとしたアイデアだが、以前、この会議内で団体貸出ということをしてっていると聞いた。団体貸出先で返却可能とすれば、例えば、高齢者福祉施設であれば、物忘れが激しくて返すのを忘れるみたいことが防げるのではないか。また、児童が借りてきたものを、そのまま団体貸出先で返すことができれば、事故が減るのではないか。

ブックポストの場所については、墨田区の場合、区内を循環バスが回っているので、その循環バスで返せるとすればかなりの広範囲で返せることになる。一巡したら回収するので頻度も問題なく、土地代も不要でよいのではないか。思い付きなので現実的かどうかはご判断いただきたい。

区の施設であれば、緑コミュニティセンターがあるのでそこで返せると便利かもしれない。ただ、私からすると緑図書館の方が近いので直接返すことになる。

日向会長 利便性は距離や場所による。まず、このブックポストは、最初はやってみて、改めてまたその効果も含めて検証していただき、その後、増やしていきなりし

ていただきたい。貸すのはなかなか難しいかもしれないが、ぜひいろいろな形のアクセスポイントで、本を受け取ったり戻したりすることができるようにしてほしい。そのためには、やはり、図書館員の方がきちんと関係を作って、ご理解いただかないと、仕事だけ増えるみたいな話になってしまう。

森脇委員 今の話は返却するポストの話であったが、借りる場所についての要望はないのか。

事務局 今のところ出ていない。

森脇委員 昔、ひきふね図書館パートナーズでそういったものをどこかに置くということを検討したことがある。

日向会長 今はネットで注文したものを受け取れる宅配ロッカーみたいなものがある。暗証番号が連絡されて、それを入力する。システム的には実現できる。

森脇委員 現在の返却ポストがよいのは24時間入れられる点で、区の施設というのはいいのだが、時間制限があるのであれば、ちゃんとした暗証番号を入れて受け取れるみたいな、ごみを入れられないようなものを作るのがよいのではないか。その場合は、予算の関係もあると思うが、できれば、もう少しよいものを作ってほしい。

日向会長 予算をかけるのであれば、いたずら防止という意味では、ポストの設置場所にアクセスする前に、暗証番号なり、図書館のIDなりを入力して、中に入るといった仕組みがいいと思う。あとは、先ほど言っていたいわゆる宅配ボックスみたいに、ネットで予約した本がそこに保管されて、3日間取りに来なかったら回収するみたいなことは、システム的にはできると思う。

原委員 返しづらい人はどんな人かということがわかれば、その対策を打ちやすいのではないか。日中忙しくて返せないのであれば、今仰ったような話は有効であるし、ご高齢の方であれば、また話が違う。

日向会長 ちょっと距離が遠くて返しづらいという方のほうが多いのではないかとと思う。

森脇委員 借りるときには行くけれど、返しにはいかないということか。

日向会長 借りる時はワクワクしてやってくるのでよいが、返すのは面倒になる。行く時間は自分で決められるが、返す日は決まってしまうので、行かないといけないとなる。

原委員 南部地域であれば、江東区の清澄白河に江東区の図書館があるので、そこで返せたりするとよいのではないか。

日向会長 そういう自治体間での協定を結んでいるところもある。

いろいろと課題はあるが、また具体案がまとまったら、さらにご提案いただき、今回欠席された公募委員の方々の声なども伺うとよい。

事務局 2点報告がある。まず、電子書籍について、12月に新しく購入して区民の皆様へ提供していきたい。そして、12月21日の区報の一面で、大々的にPRを行う。2点目は来年協議会委員の任期が満了となる。前は新型コロナウイルスの関係などもあり、再任とさせていただいたが、今回は多くの区民の方のご意見をいただきたいということもあり、各団体にお声かけさせていただく。委員の公募も改めて行う予定である。

日向会長 以上で、令和5年度第2回墨田区図書館運営協議会を閉会する。